

改正

平成26年12月26日規則第10号

住みよい環境の里づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住みよい環境の里づくり条例（平成12年南小国町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 次に掲げる事業については、条例第7条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 非常災害のため応急措置として行う事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う事業
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において農業の用に供することを目的として行う事業
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画対象森林の地域内において森林の施策又は整備として行う事業
- (5) 前各号に準ずるものとして、町長がその都度定める事業

(事前届出)

第3条 条例第7条の規定により、次の各号に掲げる施設等を施行する事業者は、事前に事業行為届を提出して、町長と協議しなければならない。

- (1) 温泉を湧出する目的で行う土地の掘削
- (2) 地盤面下に設ける容積の合計が50立方メートル以上の施設の設置並びに機動機等によるボーリング又は打込み行為は、くい打ち、矢板打ちで深さ10メートル以上、かつ、10本以上を超えるもの並びにボーリング、地下作井又はこれと同等と思われるもので、口径100ミリメートル以上又は深さ10メートルを超えるもの

2 前項の事業行為届は様式第1号とし、必要な添付図書は別表1のとおりとする。また指導基準は、町長が別に定める。

(事業計画の変更)

第4条 前条の規定は、事業計画の変更をする場合について準用する。

(事前相談)

第5条 事業者は、第3条に規定する施設等を施行する事業を行おうとするときは、事前届出の前に、「近隣関係者等の理解」に掲げる事項について町より説明を受け、その履行に努めなければならない。

(近隣関係者等の理解)

第6条 事業者は、当該事業の内容について周知するとともに、近隣関係者の十分な理解を得るものとする。ただし、近隣関係者が正当な理由なくして当該事業に関わる協議に応じない場合は、この限りではない。

2 前項に規定する近隣関係者の理解が得られない場合の特例は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 近隣関係者が当該事業に係る協議において、理解が得られない理由を明らかにしない場合

(2) 近隣関係者の理解が得られない理由が環境問題に関係していないと明らかに認められる場合

(3) 近隣関係者が長期不在等の理由により理解を得ることが極めて困難と認められる場合

(4) その他町長がやむを得ないと認める場合

3 近隣関係者の範囲は、別表2のとおりとする。

4 町長は、開発事業等により広い範囲にわたり環境に影響があると判断したときは、関係する自治区の十分な理解を得よう事業者に指導することができる。

(事業計画の審査)

第7条 町長は、第3条の規定による届出があったときは、その届出に係る事業計画の内容を審査し、開発事業が町の定めた審査基準等に適合しているときは、当該開発事業の届出同意通知書(様式第2号)を事業者に交付するものとする。

2 町長は、事業者が前条に規定する近隣関係者等の理解及び協定の締結が整わない場合には、事業者からその協議等の経緯書を提出させ、できるだけその調整を図るものとする。

(事業計画の審査基準)

第8条 前条で定める事業計画の審査は、別に定める指導基準に基づいて行うものとする。

(事業の着手届出)

第9条 事業者は、開発事業の工事を施工しようとするときは、工事に着手する日の10日前までに事業着手届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(事業の廃止等)

第10条 開発事業等の届出者等は、その届出に係る事業を廃止する場合には、速やかに事業廃止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出に係る事項について環境保全上必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(開発事業の承継)

第11条 事業者（被承継人となる者）又は承継人は、開発事業の施工及び管理する権限を承継し、又は承継しようとするときは、事業承継届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(事業完了届)

第12条 開発事業等の届出者等は、その届出に係る事業が完了したときは、その日から起算して10日以内に事業完了届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(立入調査)

第13条 町長は、開発事業の工事の施工及び完成後の管理が適切に行われているかを調査するため、関係者を関係区域内又は事業者の事務所に立ち入らせることができる。

(検査及び改善)

第14条 町長は、事業者から事業完了届出が提出されたときは、他に定めのあるものを除き検査を行うものとする。

2 この検査の結果、不備な箇所のある場合は、事業者に通知し改善するよう指導することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

届出等の添付図書

事業行為届出（第3条第2項）
温泉掘削
位置図・事業計画書

事業着手届（第9条）
事業工程表・法令等の許認可の写し・協議及び行為届出にて変更のあった図書
事業完了届出（第12条）
しゅん工写真・法令等の完了検査済証の写し
事業廃止届出（第10条）
現況図・現況写真

別表2（第6条関係）

開発行為等による協議（理解）を要する関係住民

開発行為等の区分		関係住民
第3条第1項第1号の規定（温泉の掘削）		開発行為地から300m以内の温泉源・水源の所有者
第3条第1項第2号の規定	貯蔵施設等	開発行為予定敷地内の隣地境界線から5m以内の土地及び建築物の所有者及び占有者
	ボーリング又は打込み行為	開発行為地から20m以内の土地及び建築物の所有者並びに温泉源・水源の所有者
※ この表によることが適当でないと町長が認めるときはこの限りではない。		

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第9条、第12条関係）

様式第4号（第10条、第11条関係）